

島根県幼保連携型認定こども園の認可に関する規則をここに公布する。

平成26年12月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第84号

島根県幼保連携型認定こども園の認可に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年政令第203号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年文部科学府省令第2号。以下「府省令」という。）及び島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年島根県条例第46号）に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置の届出等)

第2条 法第16条の規定による設置の届出は、事業開始の予定日から起算して90日前までに、幼保連携型認定こども園設置届出書（様式第1号）により行わなければならない。

2 法第17条第1項の規定による設置の認可の申請は、事業開始の予定日から起算して90日前までに、幼保連携型認定こども園設置認可申請書（様式第2号）により行わなければならない。

(廃止又は休止の届出等)

第3条 法第16条の規定による廃止又は休止の届出は、廃止し、又は休止しようとする日から起算して90日前までに、幼保連携型認定こども園廃止（休止）届出書（様式第3号）により行わなければならない。

2 法第17条第1項の規定による廃止又は休止の認可の申請は、廃止し、又は休止しようとする日から起算して90日前までに、幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書（様式第4号）により行わなければならない。

(設置者の変更の届出等)

第4条 法第16条の規定による設置者の変更の届出は、変更しようとする日から起算して90日前までに、幼保連携型認定こども園設置者変更届出書（様式第5号）により行わなければならない。

2 法第17条第1項の規定による設置者の変更の認可の申請は、変更しようとする日から起算して90日前までに、幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書（様式第6号）により行わなければならない。

(身分を示す証明書)

第5条 法第19条第2項に規定する証明書は、様式第7号によるものとする。

(教育・保育等に関する情報の提供)

第6条 法第28条に規定する周知は、インターネットの利用、新聞への掲載その他の方法により行うものとする。

2 法第28条に基づき提供する情報の項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 法第4条第1項各号に掲げる事項
- (2) 園児の1日の活動内容
- (3) 利用料の額
- (4) 職員配置の状況
- (5) 施設設備の概要
- (6) 満3歳以上の園児について編制する学級数

(変更の届出)

第7条 法第29条第1項又は府省令第15条第2項の規定による変更の届出は、変更しようとする日から起算して30日前までに、幼保連携型認定こども園変更届出書（様式第8号）により行わなければならない。ただし、保育を必要とする子どもに係る利用定員若しくは保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員を一時的に変更する場合であつて、その変更の合計の数が10人を超えない数であるとき、又は前条第2項第2号若しくは第4号の事項のみを変更する場合については、この限りでない。

（運営の状況報告）

第8条 法第30条第1項に規定する報告は、毎年6月末日までに幼保連携型認定こども園運営状況報告書（様式第9号）により行わなければならない。

附 則

この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

島根県知事 様

届出者 市町村名
市町村長名



幼保連携型認定こども園設置届出書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により、幼保連携型認定こども園の設置について、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

施設の名 称												
施設の所在地												
設置の目的												
保育を必要とする子どもに係る利用定員等（人）	年 齢	0	1	2	3	4	5	合 計				
	利 用 定 員											
	事業開始時在籍見込											
保育を必要とする子ども以外の子どものに係る利用定員等（人）	年 齢	0	1	2	3	4	5	合 計				
	利 用 定 員											
	事業開始時在籍見込											
満3歳以上の園児について編制する学級数												
園 長 の 氏 名												
職員配置の状況（人）	園 長	副園長・教頭	主幹保育教諭	指導保育教諭	保 育 教 諭	助保育教諭						
	講 師							合 計				
園地・園舎の状況	園 地	敷地面積				m ²	園庭面積				m ²	
	園 舎	構 造	造							階建		
		面 積	建築面積				m ²	延床面積				m ²
施設設備等の概要	区 分	室 数	面積（m ² ）		区 分	室 数	面積（m ² ）					
	乳 児 室				調 理 室							
	ほ ぶ く 室				便 所							
	保 育 室											
	遊 戯 室											
	職 員 室											
	保 健 室											
	区 分	有 ・ 無			区 分	有 ・ 無						
	飲 料 水 用 設 備				水 遊 び 場							
	手 洗 用 設 備				園 児 清 浄 用 設 備							
	足 洗 用 設 備				図 書 室							

	放送聴取設備		会議室	
	映写設備			
教育又は保育の目標及び主な内容				
実施する子育て支援事業				
園児の1日の活動内容	[園児の区分] (時刻) (内容)	[園児の区分] (時刻) (内容)	[園児の区分] (時刻) (内容)	
利用料の額				
経費の見積り及び維持方法				
開設予定年月日				

添付資料

- 1 教育及び保育に関する全体的な計画並びにこれに基づく指導計画
- 2 園長の資格を有することを証する書類又は同等の資格を有する者であることの申立書
- 3 職員名簿（別紙）及び資格証明書
- 4 園長及び職員の履歴書（児童福祉施設及び幼稚園の勤務歴を明記すること。）
- 5 位置図、建物平面図及び敷地平面図（建物配置）
- 6 土地建物の登記事項証明書、賃貸借契約書等権利関係を明らかにできる書類
- 7 園児の処遇に関する計画
 - (1) 衛生管理計画
 - (2) 健康診断実施計画
 - (3) 給食計画及び食育計画
 - (4) 避難及び消火訓練に関する計画
- 8 管理運営に関する規程等
 - (1) 園則、管理規程、就業規程、給与規程、経理規程、消防計画等の内部規程
 - (2) 業務分担表
 - (3) 職員の資質向上のための研修計画
 - (4) 情報開示関係規程
 - (5) 入園選考規程
 - (6) 子育て支援事業実施計画
 - (7) 安全管理（事故、災害、感染症、食中毒等）対応マニュアル
 - (8) 補償関係書類
 - (9) 自己評価等実施計画
- 9 設置に関する条例の写し

島根県知事

様

住 所
 申請者 法 人 名
 代表者氏名 (印)
 (電話番号)

幼保連携型認定こども園設置認可申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の設置について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

施設 の 名 称										
施設 の 所 在 地										
設 置 の 目 的										
保育を必要とする子どもに係る利用定員等（人）	年 齢	0	1	2	3	4	5	合 計		
	利 用 定 員									
	事業開始時在籍見込									
保育を必要とする子ども以外の子どものに係る利用定員等（人）	年 齢	0	1	2	3	4	5	合 計		
	利 用 定 員									
	事業開始時在籍見込									
満3歳以上の園児について編制する学級数										
園 長 の 氏 名										
職員配置の状況（人）	園 長	副園長・教頭	主幹保育教諭	指導保育教諭	保 育 教 諭	助保育教諭				
	講 師						合 計			
園地・園舎の状況	園 地	敷地面積			m ²	園庭面積			m ²	
	園 舎	構 造	造			階建				
		面 積	建築面積			m ²	延床面積			m ²
施設設備等の概要	区 分	室 数	面積（m ² ）		区 分	室 数	面積（m ² ）			
	乳 児 室				調 理 室					
	ほ ぶ く 室				便 所					
	保 育 室									
	遊 戯 室									
	職 員 室									
	保 健 室									
	区 分	有 ・ 無			区 分	有 ・ 無				
	飲 料 水 用 設 備				水 遊 び 場					

	手洗用設備		園児清浄用設備	
	足洗用設備		図書室	
	放送聴取設備		会議室	
	映写設備			
教育又は保育の目標及び主な内容				
実施する子育て支援事業				
園児の1日の活動内容	[園児の区分] (時刻) (内容)	[園児の区分] (時刻) (内容)	[園児の区分] (時刻) (内容)	
利用料の額				
経費の見積り及び維持方法				
開設予定年月日				

添付資料

- 1 教育及び保育に関する全体的な計画並びにこれに基づく指導計画
- 2 園長の資格を有することを証する書類又は同等の資格を有する者であることの申立書
- 3 職員名簿及び資格証明書
- 4 設置主体の代表者、園長及び職員の履歴書（児童福祉施設及び幼稚園の勤務歴を明記すること。）
- 5 位置図、建物平面図及び敷地平面図（建物配置）
- 6 土地建物の登記事項証明書、賃貸借契約書等権利関係を明らかにできる書類
- 7 園児の処遇に関する計画
 - (1) 衛生管理計画
 - (2) 健康診断実施計画
 - (3) 給食計画及び食育計画
 - (4) 避難及び消火訓練に関する計画
- 8 管理運営に関する規程等
 - (1) 園則、管理規程、就業規程、給与規程、経理規程、消防計画等の内部規程
 - (2) 業務分担表
 - (3) 職員の資質向上のための研修計画
 - (4) 情報開示関係規程
 - (5) 入園選考規程
 - (6) 子育て支援事業実施計画
 - (7) 安全管理（事故、災害、感染症、食中毒等）対応マニュアル
 - (8) 補償関係書類
 - (9) 自己評価等実施計画
- 9 申請施設に関する収支予算書及び固定資産台帳並びに設置主体の過去3年間の決算諸表

10 定款等基本約款及び法人の登記事項証明書（又はこれに代わる書類）

11 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書

注 3の職員名簿は、様式第1号の別紙によること。

年 月 日

島根県知事 様

届出者 市町村名
市町村長名

印

幼保連携型認定こども園廃止（休止）届出書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により、幼保連携型認定こども園の廃止（休止）について、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 施設の名称
- 2 廃止又は休止の理由
- 3 入園している園児の処遇
- 4 廃止の期日又は休止の予定期間
- 5 財産の処分（廃止の場合のみ）
- 6 添付書類
当該市町村の要保育児童数の推移の分かる資料

年 月 日

島根県知事 様

住 所
申請者 法 人 名
代表者氏名 ⑩
(電話番号)

幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の廃止（休止）について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 廃止又は休止の理由
- 3 入園している園児の処遇
- 4 廃止の期日又は休止の予定期間
- 5 財産の処分（廃止の場合のみ）
- 6 添付書類
 - (1) 理事会議事録
 - (2) 市町村長意見書（当該市町村の要保育児童数の推移が明記してあるもの）

年 月 日

島根県知事 様

市町村名

市町村長名



届出者

住 所

法 人 名

代表者氏名



（電話番号

）

幼保連携型認定こども園設置者変更届出書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第16条の規定により、幼保連携型認定こども園の設置者の変更について、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

設 置 者											
施 設 の 名 称											
施 設 の 所 在 地											
設 置 の 目 的											
保育を必要とする子どもに係る利用定員等（人）	年 齢	0	1	2	3	4	5	合 計			
	利 用 定 員										
	変 更 時 在 籍 見 込										
保育を必要とする子ども以外の子どものに係る利用定員等（人）	年 齢	0	1	2	3	4	5	合 計			
	利 用 定 員										
	変 更 時 在 籍 見 込										
満3歳以上の園児について編制する学級数											
園 長 の 氏 名											
職員配置の状況（人）	園 長	副園長・教頭	主幹保育教諭	指導保育教諭	保 育 教 諭	助保育教諭					
	講 師							合 計			
園地・園舎の状況	園 地	敷地面積				㎡	園庭面積				㎡
	園 舎	構 造	造 階建								
		面 積	建築面積			㎡	延床面積				㎡
	区 分	室 数	面積（㎡）	区 分	室 数	面積（㎡）					
	乳 児 室			調 理 室							
	ほ ぶ く 室			便 所							
	保 育 室										

施設設備等の概要	遊 戯 室				
	職 員 室				
	保 健 室				
	区 分	有 ・ 無	区 分	有 ・ 無	
	飲 料 水 用 設 備		水 遊 び 場		
	手 洗 用 設 備		園 児 清 浄 用 設 備		
	足 洗 用 設 備		図 書 室		
	放 送 聴 取 設 備		会 議 室		
	映 写 設 備				
教育又は保育の目標及び主な内容					
実施する子育て支援事業					
園児の1日の活動内容	[園児の区分] (時刻) (内容)	[園児の区分] (時刻) (内容)	[園児の区分] (時刻) (内容)		
利 用 料 の 額					
経費の見積り及び維持方法					
変 更 理 由					
変 更 予 定 年 月 日					

注 変更後の状況を記載するものとし、変更がある事項については、変更前の状況を括弧書きすること。

添付資料

- 1 教育及び保育に関する全体的な計画並びにこれに基づく指導計画
- 2 園長の資格を有することを証する書類又は同等の資格を有する者であることの申立書
- 3 職員名簿及び資格証明書
- 4 設置主体の代表者、園長及び職員の履歴書（児童福祉施設及び幼稚園の勤務歴を明記すること。）
- 5 位置図、建物平面図及び敷地平面図（建物配置）
- 6 土地建物の登記事項証明書、賃貸借契約書等権利関係を明らかにできる書類
- 7 園児の処遇に関する計画
 - (1) 衛生管理計画
 - (2) 健康診断実施計画
 - (3) 給食計画及び食育計画
 - (4) 避難及び消火訓練に関する計画
- 8 管理運営に関する規程等
 - (1) 園則、管理規程、就業規程、給与規程、経理規程、消防計画等の内部規程
 - (2) 業務分担表

- (3) 職員の資質向上のための研修計画
 - (4) 情報開示関係規程
 - (5) 入園選考規程
 - (6) 子育て支援事業実施計画
 - (7) 安全管理（事故、災害、感染症、食中毒等）対応マニュアル
 - (8) 補償関係書類
 - (9) 自己評価等実施計画
- 9 設置に関する条例の写し
- 10 申請施設に関する収支予算書及び固定資産台帳並びに設置主体の過去3年間の決算諸表
- 11 定款等基本約款及び法人の登記事項証明書（又はこれに代わる書類）
- 12 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書
- 注1 添付書類は、変更前及び変更後のそれぞれについて作成すること。ただし、変更前後の書類が同一のものとなる場合は、変更前の書類を省略することができる。
- 2 3の職員名簿は、様式第1号の別紙によること。
 - 3 9の設置に関する条例の写しは、設置者が市町村の場合に添付すること。
 - 4 10から12までに掲げる書類については、設置者が国又は地方公共団体以外の者である場合に添付すること。

年 月 日

島根県知事 様

住 所
 法 人 名
 代表者氏名 (印)
 (電話番号)

申請者

住 所
 法 人 名
 代表者氏名 (印)
 (電話番号)

幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の設置者の変更について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

設 置 者											
施 設 の 名 称											
施 設 の 所 在 地											
設 置 の 目 的											
保育を必要とする子どもに係る利用定員等（人）	年 齢	0	1	2	3	4	5	合 計			
	利 用 定 員										
	変 更 時 在 籍 見 込										
保育を必要とする子ども以外の子どものに係る利用定員等（人）	年 齢	0	1	2	3	4	5	合 計			
	利 用 定 員										
	変 更 時 在 籍 見 込										
満3歳以上の園児について編制する学級数											
園 長 の 氏 名											
職員配置の状況（人）	園 長	副園長・教頭	主幹保育教諭	指導保育教諭	保 育 教 諭	助保育教諭					
	講 師						合 計				
園地・園舎の状況	園 地	敷地面積				㎡	園庭面積				㎡
	園 舎	構 造	造 階建								
		面 積	建築面積				㎡	延床面積			
区 分	室 数	面積（㎡）		区 分	室 数	面積（㎡）					
	乳 児 室			調 理 室							

施設設備等の概要	ほふく室			便 所		
	保 育 室					
	遊 戯 室					
	職 員 室					
	保 健 室					
	区 分	有 ・ 無	区 分	有 ・ 無		
	飲 料 水 用 設 備		水 遊 び 場			
	手 洗 用 設 備		園 児 清 浄 用 設 備			
	足 洗 用 設 備		図 書 室			
	放 送 聴 取 設 備		会 議 室			
	映 写 設 備					
	教育又は保育の目標及び主な内容					
実施する子育て支援事業						
園児の1日の活動内容	[園児の区分] (時刻) (内容)	[園児の区分] (時刻) (内容)	[園児の区分] (時刻) (内容)			
利 用 料 の 額						
経費の見積り及び維持方法						
変 更 理 由						
変 更 予 定 年 月 日						

注 変更後の状況を記載するものとし、変更がある事項については、変更前の状況を括弧書きすること。

添付資料

- 1 教育及び保育に関する全体的な計画並びにこれに基づく指導計画
- 2 園長の資格を有することを証する書類又は同等の資格を有する者であることの申立書
- 3 職員名簿及び資格証明書
- 4 設置主体の代表者、園長及び職員の履歴書（児童福祉施設及び幼稚園の勤務歴を明記すること。）
- 5 位置図、建物平面図及び敷地平面図（建物配置）
- 6 土地建物の登記事項証明書、賃貸借契約書等権利関係を明らかにできる書類
- 7 園児の処遇に関する計画
 - (1) 衛生管理計画
 - (2) 健康診断実施計画
 - (3) 給食計画及び食育計画
 - (4) 避難及び消火訓練に関する計画
- 8 管理運営に関する規程等

- (1) 園則、管理規程、就業規程、給与規程、経理規程、消防計画等の内部規程
 - (2) 業務分担表
 - (3) 職員の資質向上のための研修計画
 - (4) 情報開示関係規程
 - (5) 入園選考規程
 - (6) 子育て支援事業実施計画
 - (7) 安全管理（事故、災害、感染症、食中毒等）対応マニュアル
 - (8) 補償関係書類
 - (9) 自己評価等実施計画
- 9 申請施設に関する収支予算書及び固定資産台帳並びに設置主体の過去3年間の決算諸表
- 10 定款等基本約款及び法人の登記事項証明書（又はこれに代わる書類）
- 11 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書
- 注1 添付書類は、変更前及び変更後のそれぞれについて作成すること。ただし、変更前後の書類が同一のものとなる場合は、変更前の書類を省略することができる。
- 2 3の職員名簿は、様式第1号の別紙によること。
 - 3 11の誓約書は、変更後の設置者のもののみ添付すること。

様式第7号（第5条関係）

（表）

第	号		
証 明 書			
所 属			
職 名			
氏 名			
上記の者は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第19条第1項の規定により立入検査等を行う職員であることを証明する。			
年	月	日	交付
島根県知事			印

（裏）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（抜粋）
（報告の徴収等）

第19条 都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。第28条から第30条まで並びに第34条第3項及び第9項を除き、以下同じ。）は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 略

縦8センチメートル、横10センチメートル

様式第8号（第7条関係）

年 月 日

島根県知事 様

届出者 市町村名
市町村長名

印

住 所
法 人 名
代表者氏名
(電話番号)

印

)

幼保連携型認定こども園変更届出書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第29条第1項又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第15条第2項の規定により、幼保連携型認定こども園の運営内容等の変更について、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

1 施設の名称

2 変更事項

変 更 前	変 更 後

3 変更理由

4 変更予定年月日

5 添付資料

- (1) 変更事項に関する書類
- (2) 理事会議事録
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書（設置主体の代表者又は園長の変更であって、設置者が市町村以外の場合に限る。）

注 この届出書は、次に掲げる事項の変更をしようとするときに提出すること。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の所在地
- (3) 設置の目的（設置者が市町村以外の場合に限る。）
- (4) 設置主体の代表者
- (5) 園長
- (6) 保育を必要とする子どもに係る利用定員及び保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員
- (7) 園則（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第16条各号に掲げる事項を変更する場合に限る。）
- (8) 実施する子育て支援事業
- (9) 園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面
- (10) 施設設備の概要（園舎、園庭、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室の面積に変更がある場合に限る。）
- (11) 利用料の額
- (12) 満3歳以上の園児について編制する学級数
- (13) 教育又は保育の目標及び主な内容
- (14) 経費の見積り及び維持方法（設置者が市町村以外の場合に限る。）

島根県知事 様

提出者 市町村名
市町村長名

印

住所
法人名
代表者氏名
(電話番号)

印

幼保連携型認定こども園運営状況報告書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第30条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園の運営状況について報告します。

記

1 施設の名称

2 保育を必要とする子どもに係る利用定員及び在籍数（報告日前日現在）

(1) 利用定員	人	内訳	年 齢	0	1	2	3	4	5	合計
在籍数	人		利用定員	()			()			()
			在籍数	()	()	()	()	()	()	()

(注) 括弧内には、報告日の属する年の4月1日現在の人数を記入すること。

(2) 定員の弾力化による受入れの有無 有 ・ 無

3 保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員及び在籍数（報告日前日現在）

利用定員	人	内訳	年 齢	0	1	2	3	4	5	合計
在籍数	人		利用定員	()			()			()
			在籍数	()	()	()	()	()	()	()

(注) 括弧内には、報告日の属する年の4月1日現在の人数を記入すること。

4 満3歳以上の園児について編制する学級数

5 園長の氏名

6 教育又は保育の目標及び主な内容

7 実施している子育て支援事業

8 教育及び保育に直接従事する職員の数

人（報告日の属する年の4月1日現在）

9 添付資料

添 付 資 料 名	変更の有無
(1) 職員名簿及び資格証明書	有 ・ 無
(2) 園児の1日の活動内容	有 ・ 無
(3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書	有 ・ 無

注1 添付資料は、設置届出（認可申請）又は前回の設置者変更届出（認可申請）、変更届出若しくは運営状況報告から変更があるもののみ添付すること。

2 9(1)の職員名簿は、様式第1号の別紙によること。

3 9(3)の誓約書は、設置者が国又は地方公共団体以外の者である場合に添付すること。

4 設置主体の代表者又は園長に変更がある場合は、この報告書ではなく幼保連携型認定こども園変更届出書（様式第8号）によること。